

## 諏訪産業集積研究センター 細則集

### 会費に関する細則

第1条 会員は、年度会費として次の金額を、原則として前年度の3月31日までに納なければならない。ただし、年度途中で入会する場合は、正会員は、年度会費の全額を、また、賛助会員については、9月30日までの入会では全額を、10月1日以降の入会では半額を、すみやかに納めなければならない。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 賛助会員 60,000円

2 理事会で認めた場合、前項で定めた会費を全額あるいは一部免除する場合がある。

第2条 名誉会員は、会費を免除する。

### 役員選出に関する細則（諏訪産業集積研究センター役員選出規定）

第1条 諏訪産業集積研究センター定款第15条に規定する役員の選出は、次の各項による。

- (1) 会長は、理事の互選による。
- (2) 副会長は、会長の指名による。
- (3) 理事は選挙によって選出する。選挙は本規程第2条以下による。
- (4) 監事は選挙によって信任する。

第2条 本会会員で選挙施行年の3月31日までに会費を完納した者は、理事および監事選出のための選挙権および被選挙権を有する。

第3条 会長は理事会の議を経て選挙管理委員を委嘱し、選挙管理委員会を組織する。

第4条 選挙管理委員会は、役員候補者を推薦する。役員候補者の推薦方法については、候補者推薦細則に定める。

第 5 条 選挙は、当年度の会員名簿、及び前条で推薦された役員候補者にもとづいて行う。

第 6 条 投票・開票の結果は総会に報告するものとする。

第 7 条 投票は無記名とする。

第 8 条 得票数が同数の場合、年長者を優先して当選とする。

第 9 条 本規程の改廃は、総会の議を経なければならない。

### **理事会運営に関する細則**

第 1 条 諏訪産業集積研究センター一定款第 9 条にもとづき理事会運営を行う場合は、この細則の定めるところによる。

第 2 条 理事会における審議項目は、審議の 1 週間前に会長が理事全員に書面にて通知する。

第 3 条 理事会において審議事項を提案する理事は、予め以下の事項を記載した提案書を理事全員に配布しなければならない。

- (1) 審議課題
- (2) 提案理事名
- (3) 提案主旨
- (4) 有効期間
- (5) その他必要事項

第 4 条 理事会における審議事項は、理事会の構成員総数の過半数をもって承認される。

第 5 条 理事会を欠席する理事は、理事会に委任状を提出せねばならない。委任状は理事会に対して審議を委託したものとして扱われ、理事会における審議結果に従うものとする。